

性能向上(耐震・省エネ)改修工事等に補助します (筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金制度)

耐震化促進のため、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の基準)で建築された木造戸建て住宅の性能向上改修工事(耐震改修と省エネ改修を併せて行う工事)および建替え等に伴う除却工事を行う場合に、経費の一部を補助金として交付します。



事前に建築課までご相談ください

補助の要件(全てに該当すること)

- (1) 市内に存する昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断の結果、耐震性がないと診断された2階建て以下の木造戸建て住宅。**(耐震診断は補助を受ける場合の必須条件)**
- (2) 住宅の所有者であること。(所有者の承諾があれば居住者も可能)
- (3) 本市の市税等の滞納がないこと。
- (4) 暴力団関係者でないこと。
- (5) **令和9年1月29日までに工事が竣工し**、完了実績報告書等の必要書類が提出できること。

補助対象となる改修工事等

- (1) 性能向上改修工事 ※**現に居住者がいること、または補助金請求時に居住していること。**
- (2) 建替え等に伴う除却工事
 - i) 耐震性のある住宅に建て替える、または住み替えるために解体する。**(申請時点で居住していること)**
 - ii) 空き家を相続または遺贈により取得し、解体する。**(3年以内に取得したものに限り)**
 - iii) 自らが居住する住宅を新築するため、空き家を購入し、解体する。

工事種別		工事内容
性能向上改修工事	耐震改修工事	・接合部の補強、屋根の軽量化、基礎の補強、耐力壁(内壁)の増強、柱の補強・増強、劣化箇所の改善、その他耐震化が向上する工事
	省エネ改修工事	・開口部(窓、ドア等)または躯体(外壁、屋根、天井、床等)の断熱性能を従来より向上させる工事 ・LED照明・節水型トイレ・高断熱浴槽・高効率給湯器の設置 ・その他省エネ性能が向上する工事
建替え等に伴う除却工事		・解体・撤去工事(塀や植栽の撤去、整地など住宅解体に付随しないものは対象外)

※工事の内容によっては諸条件があります。詳しくはご相談ください。

補助金の額

- ◇ 性能向上改修工事: 要する費用の60%相当額で、**80万円(耐震60万、省エネ20万)を上限**とする。
- ◇ 建替え等に伴う除却工事: 除却工事に要する費用又は耐震改修工事に要する費用のいずれか低い額の60%相当額で、**60万円を上限**とする。

補助申請の受付

- ◇ **令和8年4月22日～11月30日 9:00～16:00 市役所3階建築課**
- ◇ 同一工事において他の補助金との併用はできない場合があります。
- ◇ 予算枠を超えたときは、その時点で受付を締め切ります。
- ◇ 申請書等の様式は、建築課窓口または、筑紫野市ホームページからダウンロードできます。

※必ず、補助金交付決定を受けてから、契約・工事着手してください。

耐震診断のご案内

【福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度】

「簡易診断 3,000円」、「一般診断（床下・小屋裏進入調査付）6,000円」
※本市の補助を受ける場合は、**一般診断**が必要です。

アドバイザー派遣事務局「生涯あんしん住宅」

電話（092）582-8061 ※休館日：月曜日・第3日曜日

【福岡市耐震推進協議会による診断制度】

「診断（現地調査、分析、診断報告書、耐震補強提案書）3,000円」

福岡市耐震推進協議会事務局

電話（0120）861-988 ※対応時間：平日10時～17時

◇昭和25年～平成12年5月までに建築された2階建て以下の木造住宅が対象

※建替え等に伴う除却工事の場合は診断しておりませんので、その際は上段の福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度をご活用ください。

筑紫野市では他にも防災のための住宅補助金があります

※筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金と併用できない場合があります。
詳しくは担当部署へお問い合わせください。

○筑紫野市経済対策事業住宅改修工事補助金制度

商工観光課（市役所3階）

○ブロック塀撤去費補助金

都市計画課（市役所3階）

住宅改修等には減税制度があります

※改修等工事内容により下記減税の対象となる場合があります。
詳しくは担当部署へお問い合わせください。

○固定資産税の減額措置

税務課固定資産税担当（市役所1階）

○所得税の控除（住宅耐震改修特別控除）

筑紫税務署：（092）923-1400

補助金交付までの細かい流れや書類の有無については
ホームページ内の**申請書関係等のダウンロード**にある
「交付申請の流れと必要書類」をご覧ください

